

令和6年

第1回おいらせ町議会定例会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和6年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件名	頁
議案第1号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	5
議案第2号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	8
議案第3号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	10
議案第4号	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	12
議案第5号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	14
議案第6号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	40
議案第7号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	43
議案第8号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	45
議案第9号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について	47
議案第10号	おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例について	50
議案第11号	損害賠償の額の決定及び和解について	52
議案第12号	町道の路線廃止について	54
議案第13号	町道の路線認定について	56
議案第14号	令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第7号)について	58
議案第15号	令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	68
議案第16号	令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)について	71

議案番号	件名	頁
議案第17号	令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	74
議案第18号	令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	76
議案第19号	令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	80
議案第20号	令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)について	83
議案第21号	令和6年度おいらせ町一般会計予算について	85
議案第22号	令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について	98
議案第23号	令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について	102
議案第24号	令和6年度おいらせ町介護保険特別会計予算について	105
議案第25号	令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について	110
議案第26号	令和6年度おいらせ町病院事業会計予算について	113
議案第27号	令和6年度おいらせ町下水道事業会計予算について	116

議案第 1 号

おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

下記の者をおいらせ町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、
議会の同意を求める。

記

選任する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 たま 玉 かわ 川 よし 吉 かず 一

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町固定資産評価審査委員会委員（玉川吉一氏）の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するため提案するものである。

議案第 1 号参考資料

議案第 2 号

おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

下記の者をおいらせ町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、
議会の同意を求める。

記

選任する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 たね種 いち市 いわ岩 お男

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町固定資産評価審査委員会委員（種市岩男氏）の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するため提案するものである。

議案第 2 号参考資料

議案第 3 号

おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

下記の者をおいらせ町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、
議会の同意を求める。

記

選任する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 小 向 道 彦
 ^こ ^{むかい} ^{みち} ^{ひこ}

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町固定資産評価審査委員会委員（谷地 武氏）の任期満了に伴
い、小向道彦氏を選任するため提案するものである。

議案第 3 号参考資料

議案第 4 号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、町関係条例について所要の改正を行うため提案するものである。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正)

第1条 おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

(おいらせ町営住宅管理条例の一部改正)

第2条 おいらせ町営住宅管理条例（平成18年おいらせ町条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、「読み替えて」を「これらの規定を」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に伴い、町関係条例について所要の改正を行うため提案するものである。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年おいらせ町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第

8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の

次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の

規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院」を「又は介護医療院」に改める。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めが

あった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2

号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している

こと。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関

の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設

に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号まで

を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

（おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正

前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有す

る診療所であるものに限る。)又は介護医療院」を「又は介護医療院」に改める。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電

話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相

談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改

める。

(おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年おいらせ町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第11条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「指定介護予防支援について」の次に「前条第1項の」を加える。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第31条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイト

に掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活

用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(おいらせ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 おいらせ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年おいらせ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者

である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条の見出し中「内容、手続」を「内容及び手続」に改め、同条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中

「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、「面談」を「面接」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少な

くとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後のおいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後のおいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後のおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第22条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後のおいらせ町指定居

宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 6 号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

附属機関の見直しに伴い、4つの附属機関において委員構成や所掌事項等の改正を行うとともに、1つの附属機関を新規設置するため提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の項委員の構成の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同表おいらせ町子ども・子育て会議の項所掌事項の欄中「第43条第3項」を「第43条第2項」に、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改め、同欄に次の1号を加える。

(5) こども計画の策定に関すること。

別表第1 おいらせ町立児童館運営協議会の項委員の構成の欄中「町社会福祉協議会」の次に「の構成員」を加え、「町の職員及び教職員等」を「教育関係者」に改め、同項会長等の選任方法の欄中「(2) 会長 委員の互選」を「(1) 会長 委員の互選」に改め、同表おいらせ町健康づくり推進協議会の項所掌事項の欄中「実施計画及び運営」を「計画策定及び評価」に改める。

別表第2 おいらせ町社会教育計画検討委員会の項の次に次のように加える。

おいらせ町地域学校協働本部	(1) 地域学校協働活動の企画及び推進に関すること。 (2) 地域学校協働活動ボランティアの養成及び活動の充実に関すること。 (3) 地域学校協働活動推進員の活動支援に関すること。 (4) 地域学校協働活動の広報活動に関すること。 (5) 学校運営協議会との連携に関すること。 (6) 放課後児童クラブとの連携に関すること。 (7) その他教育委員会が必要と認めること。	15人以上（公募による者を含む）	(1) 学校関係者 (2) PTA関係者 (3) 社会福祉関係者 (4) 児童福祉関係者 (5) 地域学校協働活動推進員 (6) 地域団体関係者 (7) その他教育委員会が必要と認める者	2年以内	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	社会教育・体育課
---------------	---	------------------	---	------	-------------------------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年おいらせ町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年おいらせ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番
号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情
報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号
利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を
「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を
「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情
報」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行
の日から施行する。

議案第 8 号

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第62条第2項各号列記以外の部分中「第4項に」を「第4項で」に改め、「、教育・保育給付認定保護者」の次に「又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）」を加え、「教育・保育給付認定保護者の使用」を「、教育・保育給付認定保護者等の使用」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町介護保険条例（平成18年おいらせ町条例第114号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険第1号被保険者の介護保険料の額を改めるため提案するものである。

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町介護保険条例（平成18年おいらせ町条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 34,944円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,608円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,992円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 69,120円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 76,800円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 92,160円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 99,840円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 115,200円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 130,560円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 145,920円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 161,280円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 176,640円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 184,320円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「23,760円」を「21,888円」に改め、同項第2号中「39,600円」を「37,248円」に改め、同項第3号中「55,440円」を「52,608円」に改める。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号

ロ、第8号ロ又は第9号ロ」を「第38条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。））、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号」を「第38条第1項第1号から第12号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町介護保険条例第2条及び第4条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第10号

おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例（平成18年おいらせ町条例第139号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

下水道事業受益者分担金の早期確保や下水道の早期整備を目的とした一括報奨金制度について、下水道の整備状況を踏まえ、制度を廃止するため提案するものである。

おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例（平成18年おいらせ町条例第139号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

損害賠償の額の決定及び和解について

町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

令和 5 年 1 2 月 1 8 日に発生した、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて議会の議決を要するため提案するものである。

別 紙

1 相手方

(所有者) おいらせ町在住者

(運転者) 所有者の妻

2 事故の概要

令和5年12月18日、午前10時25分頃、おいらせ町中下田地内の町道において、木内々踏切前で一時停止していた相手方車両に、町職員の運転する町所有車両が路面凍結で止まりきれず追突し、バックドア及びリアバンパー等を破損させ、運転者（所有者の妻）を負傷させたもの。

3 損害賠償の額

773,700円

4 和解の内容

(1) 町は、相手方の車両に係る損害賠償として773,700円を支払う。

(2) 町及び相手方は、本件事故の車両損害に関し、今後一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

100パーセント

議案第12号

町道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり廃止する。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

認定路線の見直し等に伴う町道の路線廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき、提案するものである。

令和5年度 廃止路線一覧

向山団地2号線	起点	おいらせ町向山2番地216	地先
	終点	おいらせ町向山2番地216	地先
	延長	83.2m	

向山団地3号線	起点	おいらせ町向山2番地216	地先
	終点	おいらせ町向山2番地216	地先
	延長	49.8m	

向山団地4号線	起点	おいらせ町向山2番地216	地先
	終点	おいらせ町向山2番地216	地先
	延長	27.3m	

議案第13号

町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町道整備等により整備された町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、提案するものである。

令和5年度 新規認定路線一覧

有楽町3号線 起点 おいらせ町中平下長根山1番地1355 地先
終点 おいらせ町中平下長根山1番地961 地先
延長 186.5m

有楽町4号線 起点 おいらせ町中平下長根山1番地870 地先
終点 おいらせ町中平下長根山1番地8 地先
延長 78.0m

染屋5号線 起点 おいらせ町染屋79番地5 地先
終点 おいらせ町染屋78番地 地先
延長 122.2m

緑ヶ丘25号線 起点 おいらせ町緑ヶ丘六丁目50番地2036 地先
終点 おいらせ町緑ヶ丘六丁目50番地2039 地先
延長 85.5m

議案第14号

令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）について

令和5年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,343,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,736,349	31,764	2,768,113
	1 町 民 税	1,179,301	23,830	1,203,131
	2 固定資産税	1,225,569	4,814	1,230,383
	3 軽自動車税	93,627	3,120	96,747
8 環境性能割交付金		7,900	273	8,173
	1 環境性能割交付金	7,900	273	8,173
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		479	56	535
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	479	56	535
11 地方交付税		3,632,316	70,034	3,702,350
	1 地方交付税	3,632,316	70,034	3,702,350
12 交通安全対策特別交付金		2,801	△605	2,196
	1 交通安全対策特別交付金	2,801	△605	2,196
13 分担金及び負担金		25,412	574	25,986
	2 負 担 金	19,862	574	20,436
14 使用料及び手数料		78,755	△3,373	75,382
	1 使 用 料	64,668	△2,756	61,912
	2 手 数 料	14,087	△617	13,470
15 国庫支出金		2,145,937	81,793	2,227,730
	1 国庫負担金	1,396,212	24,277	1,420,489
	2 国庫補助金	744,066	57,516	801,582

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,423,389	49,242	1,472,631
	1 県負担金	716,047	13,519	729,566
	2 県補助金	641,340	36,422	677,762
	3 県委託金	66,002	△699	65,303
17 財産収入		39,970	△25,690	14,280
	1 財産運用収入	13,756	40	13,796
	2 財産売却収入	26,214	△25,730	484
18 寄附金		24,002	608	24,610
	1 寄附金	24,002	608	24,610
19 繰入金		533,462	200,024	733,486
	2 基金繰入金	524,905	200,024	724,929
21 諸収入		72,048	9,547	81,595
	1 延滞金・加算金及び過料	6,002	△2,023	3,979
	2 町預金利子	1	5	6
	5 雑入	62,211	11,565	73,776
22 町債		305,921	90,600	396,521
	1 町債	305,921	90,600	396,521
23 自動車取得税交付金		0	1	1
	1 自動車取得税交付金	0	1	1
歳入	合計	11,838,703	504,848	12,343,551

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		108,145	△4,113	104,032
	1 議会費	108,145	△4,113	104,032
2 総務費		1,550,753	361,093	1,911,846
	1 総務管理費	623,886	426,391	1,050,257
	2 企画費	604,486	△47,766	556,730
	3 徴税費	168,093	△714	167,379
	4 戸籍住民登録費	95,041	4,925	99,966
	5 選挙費	56,734	△21,275	35,459
	6 統計調査費	1,487	△261	1,226
	7 監査委員費	1,036	△207	829
3 民生費		4,399,974	37,092	4,437,066
	1 社会福祉費	2,179,255	△31,497	2,147,758
	2 児童福祉費	2,220,697	68,589	2,289,286
4 衛生費		1,001,648	△47,623	954,025
	1 保健衛生費	486,233	△24,592	461,641
	2 清掃費	309,590	△19,577	290,013
	3 上水道費	3,656	△2,492	1,164
	4 病院費	202,169	△962	201,207
5 労働費		483	15	498
	1 労働諸費	483	15	498

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		319,486	54,726	374,212
	1 農業費	300,953	55,345	356,298
	2 林業費	2,929	281	3,210
	3 水産業費	15,604	△900	14,704
7 商工費		123,305	△24,596	98,709
	1 商工費	123,305	△24,596	98,709
8 土木費		1,500,580	14,691	1,515,271
	1 土木管理費	88,814	△204	88,610
	2 道路橋りょう費	715,213	18,559	733,772
	3 都市計画費	687,050	△3,664	683,386
	4 住宅費	9,503	0	9,503
9 消防費		555,175	△9,482	545,693
	1 消防費	555,175	△9,482	545,693
10 教育費		1,233,204	116,915	1,350,119
	1 教育総務費	179,142	△13,150	165,992
	2 小学校費	174,527	86,725	261,252
	3 中学校費	153,102	53,608	206,710
	4 社会教育費	273,484	△3,488	269,996
	5 保健体育費	452,949	△6,780	446,169
12 公債費		1,025,940	6,130	1,032,070

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	1,025,940	6,130	1,032,070
歳出	合計	11,838,703	504,848	12,343,551

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 徴税费	個人住民税定額減税システム改修事業	2,464
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割課税世帯支援給付金事業	3,033
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	90
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道緑ヶ丘2号線交通安全対策事業	19,305
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道舗装補修事業	25,939
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道住吉町線整備事業	167,531
10 教育費	2 小学校費	小学校ネットワーク環境更新事業	92,378
10 教育費	3 中学校費	中学校ネットワーク環境更新事業	58,828
10 教育費	4 社会教育費	公民館等空調設備整備事業	2,595
10 教育費	5 保健体育費	いちょう公園テニスコート改修事業	3,198
10 教育費	5 保健体育費	町民交流センター等空調設備整備事業	770

変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 総務費	4 戸籍住民登録費	住民基本台帳システム 等改修事業	千円 9, 1 8 5	千円 1 4, 0 3 6

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上谷地中堤地区ため池等整備事業 (国土強靱化事業)	千円 5,100	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
町道舗装補修事業 (国土強靱化事業)	9,100			

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木内々児童センター改修事業 (適正管理推進事業)	千円 7,300	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 6,500	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
上谷地中堤地区ため池等整備事業	2,700				4,700			
百石小学校通学路線拡幅事業	6,700				6,100			
町道舗装補修事業	16,600				5,400			
橋りょう補修事業	13,000				9,600			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住吉町線整備事業	千円 26,500	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 27,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
町道舗装補修事業 (適正管理推進事業)	44,700				45,800			
下田第2分団拠点施設改修事業 (適正管理推進事業)	7,400				6,600			
津波避難誘導標識改修事業	9,200				8,200			
小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	8,400				64,100			
中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	5,000				40,800			
いちょう公園テニスコート照明塔改修事業 (適正管理推進事業)	27,900				27,000			
いちょう公園体育館改修事業 (脱炭素化推進事業)	1,900				1,800			
町民交流センター改修事業 (脱炭素化推進事業)	2,000				1,800			

議案第15号

令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和5年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,306,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		470,302	3,847	474,149
	1 国民健康保険税	470,302	3,847	474,149
3 県支出金		1,511,894	42,142	1,554,036
	1 県補助金	1,511,894	42,142	1,554,036
5 繰入金		231,111	△12,247	218,864
	1 一般会計繰入金	224,042	△5,178	218,864
	2 基金繰入金	7,069	△7,069	0
7 諸収入		15,863	△3,125	12,738
	1 延滞金・加算金及び過料	8,603	△4,317	4,286
	3 雑入	7,259	1,192	8,451
8 国庫支出金		95	58	153
	1 国庫補助金	95	58	153
歳入	合計	2,275,475	30,675	2,306,150

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		51,665	△1,313	50,352
	1 総務管理費	42,922	△980	41,942
	2 徴税費	8,234	△333	7,901
	4 趣旨普及費	283	0	283
2 保険給付費		1,472,994	17,400	1,490,394
	1 療養諸費	1,279,914	11,600	1,291,514
	2 高額療養費	183,154	5,800	188,954
3 国民健康保険事業費納付金		691,137	0	691,137
	1 医療給付費分	453,676	0	453,676
5 保健事業費		38,446	△1,654	36,792
	1 特定健康診査等事業費	21,981	△919	21,062
	2 保健事業費	16,232	△735	15,497
6 基金積立金		8	19,019	19,027
	1 基金積立金	8	19,019	19,027
7 諸支出金		19,224	△2,777	16,447
	2 繰出金	3,195	△2,777	418
歳 出	合 計	2,275,475	30,675	2,306,150

議案第16号

令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和5年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,232千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,669千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		34	79	113
	1 寄附金	34	79	113
3 繰入金		9,770	△6,637	3,133
	2 基金繰入金	6,637	△6,637	0
5 諸収入		11,655	4,326	15,981
	1 貸付金元利収入	11,655	4,326	15,981
歳入	合計	21,901	△2,232	19,669

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		21,901	△2,232	19,669
	1 奨学資金貸付事業費	21,901	△2,232	19,669
歳 出	合 計	21,901	△2,232	19,669

議案第17号

令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
について

令和5年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 建設事業費	農業集落排水施設整備事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">7, 2 3 0</p>

議案第18号

令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

令和5年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,182千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,445,720千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		519,738	△2,502	517,236
	1 介護保険料	519,738	△2,502	517,236
3 国庫支出金		487,798	6,208	494,004
	1 国庫負担金	402,202	8,734	410,936
	2 国庫補助金	85,594	△2,526	83,068
4 支払基金交付金		604,013	△55,180	548,833
	1 支払基金交付金	604,013	△55,180	548,833
5 県支出金		316,949	5,124	322,073
	1 県負担金	305,088	6,282	311,370
	2 県補助金	11,838	△1,158	10,680
7 繰入金		429,380	△29,239	400,141
	1 一般会計繰入金	429,380	△29,239	400,141
9 諸収入		7,991	407	8,398
	1 延滞金・加算金及び過料	10	109	119
	2 雑入	7,981	298	8,279
歳入	合計	2,520,902	△75,182	2,445,720

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		227,706	△1,523	226,183
	1 総務管理費	206,844	△800	206,044
	2 徴収費	3,169	△73	3,096
	3 介護認定審査会費	13,524	△698	12,826
	4 介護保険運営協議会費	389	48	437
2 保険給付費		2,176,280	△98,000	2,078,280
	1 介護サービス等諸費	2,006,600	△98,000	1,908,600
	2 介護予防サービス等諸費	29,400	0	29,400
	3 その他諸費	2,200	0	2,200
	4 高額介護サービス等費	48,200	0	48,200
	5 高額医療合算介護サービス等費	8,980	0	8,980
	6 特定入所者介護サービス等費	80,900	0	80,900
3 地域支援事業費		91,090	△4,867	86,223
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,166	△4,814	50,352
	2 一般介護予防事業費	16,080	92	16,172
	3 包括的支援事業・任意事業費	10,384	0	10,384
	4 介護予防支援事業費	9,221	△145	9,076
	5 その他諸費	239	0	239
4 基金積立金		25,326	29,208	54,534
	1 基金積立金	25,326	29,208	54,534

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	2,520,902	△75,182	2,445,720
合	計			

議案第19号

令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

令和5年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,371千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279,776千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		175,242	2,389	177,631
	1 後期高齢者医療保険料	175,242	2,389	177,631
2 使用料及び手数料		40	4	44
	1 手数料	40	4	44
3 繰入金		81,142	△862	80,280
	1 一般会計繰入金	81,142	△862	80,280
5 諸収入		15,733	△160	15,573
	1 延滞金、加算金及び過料	1	21	22
	2 償還金及び還付加算金	400	△181	219
歳入	合計	278,405	1,371	279,776

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		11,199	△70	11,129
	2 徴収費	1,850	△70	1,780
2 後期高齢者医療広域連合納付金		257,615	1,561	259,176
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	257,615	1,561	259,176
3 保健事業費		9,137	△120	9,017
	1 保健事業費	9,137	△120	9,017
4 諸支出金		454	0	454
	1 償還金及び還付加算金	400	0	400
	2 繰出金	54	0	54
歳 出	合 計	278,405	1,371	279,776

議案第20号

令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第4号）について

第1条 令和5年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,109,872 千円	△38,001 千円	1,071,871 千円
第1項 医業収益	979,970 千円	△46,683 千円	933,287 千円
第2項 医業外収益	129,900 千円	8,682 千円	138,582 千円
	支 出		
第1款 事業費用	1,109,872 千円	△38,001 千円	1,071,871 千円
第1項 医業費用	1,101,204 千円	△36,957 千円	1,064,247 千円
第2項 医業外費用	6,666 千円	△ 1,044 千円	5,622 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 23,892 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 26,742 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 23,892 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 26,742 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	46,031 千円	△13,850 千円	32,181 千円
第1項 企業債	21,800 千円	△11,100 千円	10,700 千円
第4項 県補助金	2,750 千円	△ 2,750 千円	0 千円

支 出			
第1款 資本的支出	69,923 千円	△11,000 千円	58,923 千円
第1項 建設改良費	24,563 千円	△11,000 千円	13,563 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

補 正 前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 21,800	普通貸借又は 証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 10,700	普通貸借又は 証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	537,820 千円	△ 6,381 千円	531,439 千円

第6条 予算第9条中「117,000 千円」を「103,500 千円」に改める。

第7条 予算第10条を削る。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

議案第21号

令和6年度おいらせ町一般会計予算について

令和6年度おいらせ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 町 税		2,567,702	2,627,598	△59,896
	1 町 民 税	1,054,296	1,150,110	△95,814
	2 固定資産税	1,197,066	1,180,684	16,382
	3 軽自動車税	96,117	93,627	2,490
	4 町たばこ税	220,223	203,177	17,046
2 地方譲与税		131,782	126,526	5,256
	1 地方揮発油譲与税	30,000	30,000	0
	2 自動車重量譲与税	95,000	91,000	4,000
3 利息割交付金		400	1,000	△600
	1 利息割交付金	400	1,000	△600
4 配当割交付金		5,200	6,600	△1,400
	1 配当割交付金	5,200	6,600	△1,400
5 株式等譲渡所得割交付金		5,200	3,400	1,800
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,200	3,400	1,800
6 法人事業税交付金		21,000	24,000	△3,000
	1 法人事業税交付金	21,000	24,000	△3,000
7 地方消費税交付金		590,000	538,000	52,000
	1 地方消費税交付金	590,000	538,000	52,000
8 環境性能割交付金		9,300	7,900	1,400

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 環境性能割交付金	9,300	7,900	1,400
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		482	479	3
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	482	479	3
10 地方特例交付金		138,921	32,700	106,221
	1 地方特例交付金	138,921	32,700	106,221
11 地方交付税		3,524,867	3,508,425	16,442
	1 地方交付税	3,524,867	3,508,425	16,442
12 交通安全対策特別交付金		2,441	2,801	△360
	1 交通安全対策特別交付金	2,441	2,801	△360
13 分担金及び負担金		26,917	25,412	1,505
	1 分担金	5,550	5,550	0
	2 負担金	21,367	19,862	1,505
14 使用料及び手数料		76,956	78,533	△1,577
	1 使用料	63,204	64,446	△1,242
	2 手数料	13,752	14,087	△335
15 国庫支出金		1,635,886	1,585,463	50,423
	1 国庫負担金	1,303,667	1,299,706	3,961
	2 国庫補助金	326,387	280,099	46,288
	3 国庫委託金	5,832	5,658	174
16 県支出金		1,134,121	1,131,038	3,083

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 県負担金	693,694	680,833	12,861
	2 県補助金	398,172	384,191	13,981
	3 県委託金	42,255	66,014	△23,759
17 財産収入		41,646	39,728	1,918
	1 財産運用収入	11,742	13,514	△1,772
	2 財産売却収入	29,904	26,214	3,690
18 寄附金		24,001	24,002	△1
	1 寄附金	24,001	24,002	△1
19 繰入金		599,613	397,509	202,104
	1 特別会計繰入金	2	2	0
	2 基金繰入金	599,611	397,507	202,104
20 繰越金		20,000	20,000	0
	1 繰越金	20,000	20,000	0
21 諸収入		97,045	64,449	32,596
	1 延滞金・加算金及び過料	6,002	6,002	0
	2 町預金利子	1	1	0
	3 貸付金元利収入	2,079	1,779	300
	4 受託事業収入	2,037	2,055	△18
	5 雑収入	86,926	54,612	32,314
22 町債		846,520	251,437	595,083

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 町 債	846,520	251,437	595,083
歳 入	合 計	11,500,000	10,497,000	1,003,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費		107,124	104,964	2,160
	1 議会費	107,124	104,964	2,160
2 総務費		1,267,523	1,353,960	△86,437
	1 総務管理費	575,185	612,063	△36,878
	2 企画費	437,955	441,282	△3,327
	3 徴税費	156,190	159,747	△3,557
	4 戸籍住民登録費	93,327	80,859	12,468
	5 選挙費	1,829	57,459	△55,630
	6 統計調査費	2,066	1,514	552
	7 監査委員費	971	1,036	△65
3 民生費		3,884,658	3,791,790	92,868
	1 社会福祉費	1,818,606	1,770,359	48,247
	2 児童福祉費	2,066,030	2,021,409	44,621
	3 災害救助費	22	22	0
4 衛生費		954,663	897,446	57,217
	1 保健衛生費	404,819	386,641	18,178
	2 清掃費	317,570	309,520	8,050
	3 上水道費	698	3,656	△2,958
	4 病院費	231,576	197,629	33,947
5 労働費		785	456	329

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 労働諸費	785	458	329
6 農林水産業費		225,243	210,515	14,728
	1 農業費	207,949	194,393	13,556
	2 林業費	4,348	4,129	219
	3 水産業費	12,946	11,993	953
7 商工費		103,399	86,816	16,583
	1 商工費	103,399	86,816	16,583
8 土木費		1,502,727	1,460,382	42,345
	1 土木管理費	83,715	90,430	△6,715
	2 道路橋りょう費	748,189	680,547	67,622
	3 都市計画費	663,465	682,088	△18,623
	4 住宅費	7,378	7,317	61
9 消防費		537,831	453,074	84,757
	1 消防費	537,831	453,074	84,757
10 教育費		1,960,806	1,091,647	869,159
	1 教育総務費	183,293	176,168	7,125
	2 小学校費	248,056	146,855	101,201
	3 中学校費	513,228	143,732	369,496
	4 社会教育費	242,266	215,368	26,898
	5 保健体育費	773,963	409,524	364,439

(單位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
11 災害復旧費		10	10	0
	1 公共土木施設災害復旧費	10	10	0
12 公債費		935,231	1,025,940	△90,709
	1 公債費	935,231	1,025,940	△90,709
13 予備費		20,000	20,000	0
	1 予備費	20,000	20,000	0
歳出	合計	11,500,000	10,497,000	1,003,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	4 戸籍住民登録費	戸籍情報システム等標準化事業	12,166 千円	令和6年度	6,083 千円
				令和7年度	6,083
10 教育費	3 中学校費	木ノ下中学校講堂改築事業	780,802 千円	令和6年度	390,401 千円
				令和7年度	390,401

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
洗平地区農業構造改善センター改修事業 (適正管理推進事業)	千円 7,800	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
明神下コミュニティ防災センター改修事業 (適正管理推進事業)	19,600			
上谷地地区通作条件整備事業	7,500			
上谷地中堤地区ため池等整備事業	2,200			
百石漁港機能保全事業	6,300			
百石小学校通学路線拡幅事業	5,300			
町道舗装補修事業	18,500			
橋りょう補修事業	48,600			
住吉町線整備事業	9,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道舗装補修事業 (適正管理推進事業)	59,700	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業	3,600			
ホース乾燥台整備事業	2,200			
百石第4分団水樽付消防ポンプ自動車購入事業	73,300			
本町地区コミュニティ消防センター改修事業 (適正管理推進事業)	13,600			
百石第2・第10分団拠点施設改修事業 (適正管理推進事業)	9,200			
小学校防犯施設整備事業	4,500			
木ノ下中学校講堂改築事業	231,800			
中学校防犯施設整備事業	2,700			
いちょう公園体育館改修事業 (適正管理推進事業)	97,300			
いちょう公園テニスコート改修事業 (適正管理推進事業)	41,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下田公園テニスコート解体事業 (適正管理推進事業)	3,500	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
いちょう公園体育館改修事業 (脱炭素化推進事業)	83,400			
町民交流センター改修事業 (脱炭素化推進事業)	68,300			
いちょう公園多目的グラウンド照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	1,700			
北公民館改修事業 (適正管理推進事業)	2,600			
東公民館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	1,900			
臨時財政対策債	20,620			
合 計	846,520			

議案第 2 2 号

令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について

令和 6 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 3 0 0, 7 1 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税		446,229	472,222	△25,993
	1 国民健康保険税	446,229	472,222	△25,993
2 使用料及び手数料		512	600	△88
	1 手数料	512	600	△88
3 県支出金		1,514,086	1,492,906	21,180
	1 県補助金	1,514,086	1,492,906	21,180
4 財産収入		8	8	0
	1 財産運用収入	8	8	0
5 繰入金		329,265	263,842	65,423
	1 一般会計繰入金	227,532	228,032	△500
	2 基金繰入金	101,733	35,810	65,923
6 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
7 諸収入		10,615	10,615	0
	1 延滞金・加算金及び過料	8,603	8,603	0
	2 受託事業収入	1	1	0
	3 雑収入	2,011	2,011	0
歳入合計		2,300,716	2,240,194	60,522

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		52,348	47,879	4,469
	1 総務管理費	46,164	42,311	3,853
	2 徴税費	5,733	5,123	610
	3 運営協議会費	226	226	0
	4 趣旨普及費	225	219	6
2 保険給付費		1,473,577	1,454,640	18,937
	1 療養諸費	1,273,987	1,274,914	△927
	2 高額療養費	190,152	169,800	20,352
	3 移送費	40	40	0
	4 出産育児一時金	6,998	7,486	△488
	5 葬祭諸費	2,200	2,200	0
	6 傷病手当金	200	200	0
3 国民健康保険事業費納付金		730,798	691,137	39,661
	1 医療給付費分	491,000	453,676	37,324
	2 後期高齢者支援金分	176,234	176,905	△671
	3 介護納付金分	63,564	60,556	3,008
4 共同事業拠出金		1	1	0
	1 共同事業拠出金	1	1	0
5 保健事業費		37,067	38,561	△1,494
	1 特定健康診査等事業費	21,275	22,100	△825

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	2 保健事業費	15,561	16,232	△671
	3 特別総合保健施設事業費	231	229	2
6 基金積立金		8	8	0
	1 基金積立金	8	8	0
7 諸支出金		4,917	5,968	△1,051
	1 償還金及び還付加算金	3,377	2,773	604
	2 繰出金	1,540	3,195	△1,655
8 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳 出	合 計	2,300,716	2,240,194	60,522

議案第23号

令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について

令和6年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入		3	3	0
	1 財産運用収入	3	3	0
2 寄附金		1	1	0
	1 寄附金	1	1	0
3 繰入金		8,138	10,208	△2,070
	1 一般会計繰入金	1,615	3,143	△1,528
	2 基金繰入金	6,523	7,065	△542
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		10,997	11,655	△658
	1 貸付金元利収入	10,997	11,655	△658
歳入合計		19,140	21,868	△2,728

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業費		19,140	21,868	△2,728
	1 奨学資金貸付事業費	19,140	21,868	△2,728
歳 出	合 計	19,140	21,868	△2,728

議案第24号

令和6年度おいらせ町介護保険特別会計予算について

令和6年度おいらせ町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,435,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料		520,648	517,035	3,613
	1 介護保険料	520,648	517,035	3,613
2 使用料及び手数料		114	100	14
	1 手数料	114	100	14
3 国庫支出金		496,090	487,233	8,857
	1 国庫負担金	410,856	401,966	8,890
	2 国庫補助金	85,234	85,267	△33
4 支払基金交付金		617,735	603,541	14,194
	1 支払基金交付金	617,735	603,541	14,194
5 県支出金		326,069	316,845	9,224
	1 県負担金	313,080	304,940	8,140
	2 県補助金	12,966	11,882	1,084
	3 県委託金	23	23	0
6 財産収入		9	7	2
	1 財産運用収入	9	7	2
7 繰入金		466,245	437,744	28,501
	1 一般会計繰入金	437,095	422,923	14,172
	2 基金繰入金	29,150	14,821	14,329
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
9 諸 収 入		8,326	7,991	335
	1 延滞金・加算金及び過料	10	10	0
	2 雑 入	8,316	7,981	335
歳 入	合 計	2,435,237	2,370,497	64,740

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		110,034	103,771	6,263
	1 総務管理費	90,891	85,544	5,347
	2 徴収費	3,406	3,139	267
	3 介護認定審査会費	14,895	10,919	3,976
	4 介護保険運営協議会費	389	389	0
	5 趣旨普及費	453	0	453
	× 計画策定費	0	3,780	△3,780
2 保険給付費		2,227,500	2,175,100	52,400
	1 介護サービス等諸費	2,058,500	2,006,600	51,900
	2 介護予防サービス等諸費	29,900	29,400	500
	3 その他諸費	2,200	2,200	0
	4 高額介護サービス等費	48,200	48,200	0
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,800	7,800	0
	6 特定入所者介護サービス等費	80,900	80,900	0
3 地域支援事業費		97,194	91,119	6,075
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,932	54,673	1,259
	2 一般介護予防事業費	20,037	15,507	4,530
	3 包括的支援事業・任意事業費	9,812	10,274	△462
	4 介護予防支援事業費	11,200	10,426	774
	5 その他諸費	213	239	△26

(單位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
4 基金積立金		9	7	2
	1 基金積立金	9	7	2
5 予備費		500	500	0
	1 予備費	500	500	0
歳出	合計	2,435,237	2,370,497	64,740

議案第25号

令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ294,308千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 後期高齢者医療保険料		171,581	160,955	10,626
	1 後期高齢者医療保険料	171,581	160,955	10,626
2 使用料及び手数料		53	40	13
	1 手数料	53	40	13
3 繰入金		104,662	81,443	23,219
	1 一般会計繰入金	104,662	81,443	23,219
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		18,011	14,506	3,505
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1	0
	2 償還金及び還付加算金	400	400	0
	3 受託事業収入	17,610	14,105	3,505
歳入合計		294,308	256,945	37,363

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		20,270	11,920	8,350
	1 総務管理費	18,212	10,070	8,142
	2 徴収費	2,058	1,850	208
2 後期高齢者医療広域連合納付金		261,889	237,119	24,770
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	261,889	237,119	24,770
3 保健事業費		11,748	7,505	4,243
	1 保健事業費	11,748	7,505	4,243
4 諸支出金		401	401	0
	1 償還金及び還付加算金	400	400	0
	2 繰出金	1	1	0
歳 出 合 計		294,308	256,945	37,363

議案第26号

令和6年度おいらせ町病院事業会計予算について

(総則)

第1条 令和6年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|--|
| (1) 病床数 | 73 床 | | |
| (2) 年間延患者数 | 入院 20,300 人 | 外来 28,500 人 | |
| (3) 1日平均患者数 | 入院 55.6 人 | 外来 116.3 人 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,078,115 千円
第1項 医業収益	909,712 千円
第2項 医業外収益	168,401 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出

第1款 事業費用	1,078,115 千円
第1項 医業費用	1,069,914 千円
第2項 医業外費用	6,199 千円
第3項 特別損失	2 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 22,884 千円は、当年度分損益

勘定留保資金 22,884 千円で補てんするものとする。)。

収 入

第 1 款 資本的収入	42,071 千円
第 1 項 企業債	20,600 千円
第 2 項 他会計出資金	20,370 千円
第 3 項 国庫補助金	1 千円
第 4 項 県補助金	1,100 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	64,955 千円
第 1 項 建設改良費	21,815 千円
第 2 項 企業債償還金	40,740 千円
第 3 項 投資その他の資産	2,400 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 10,700	証書借入	%	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
施設整備 事業	9,900			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項のうち、第8条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 557,450千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、101,500千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する主な財産

種類	名称	数量
医療機器	移動型X線装置	一式

令和6年3月7日 提出

おいらせ町長 成田 隆

議案第 27 号

令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 接続戸数 | 6,345 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 1,202,000 m ³ |
| (3) 1 日平均排水量 | 3,293 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| 管路建設改良事業 | 130,619 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中総係費 3,776 千円及び企業債利息 22,800 千円の財源に充てるため、企業債 26,500 千円を借り入れる。

収 入

- | | |
|-------------|------------|
| 第 1 款 事業収益 | 880,148 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 221,600 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 658,548 千円 |

支 出

- | | |
|-------------|------------|
| 第 1 款 事業費 | 764,818 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 662,714 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 88,698 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 11,406 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 2,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 201,329 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,719 千円、引継金 57,740 千円、当年度分損益勘定留保資金 85,998 千円、当年度利益剰余金処分額 54,872 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	676,558 千円
第1項	企業債	366,300 千円
第2項	他会計補助金	289,726 千円
第3項	補助金	19,000 千円
第4項	負担金及び分担金	1,532 千円

支 出

第1款	資本的支出	877,887 千円
第1項	建設改良費	196,872 千円
第2項	企業債償還金	681,014 千円
第3項	基金積立金	1 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 9,582 千円及び 20,307 千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目的	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
下水道 事業	千円 392,800	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借入 れる場合、利率の 見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	借入先の融資条件 による。ただし、 企業財政その他の 都合により繰上償 還又は低利に借換 えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32,722千円
(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業助成のため、一般会計から補助を受ける金額は、181,298千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 54,872千円

令和 6 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

令和6年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	議案第1号関係 (個人情報を含むため非公開)	121
2	議案第2号関係 (個人情報を含むため非公開)	122
3	議案第3号関係 (個人情報を含むため非公開)	123
4	議案第4号関係 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (1) おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例 新旧対照表 (抜粋) (2) おいらせ町営住宅管理条例 新旧対照表 (抜粋)	124
5	議案第5号関係 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (1) おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋) (2) おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋) (3) おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋) (4) おいらせ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表 (抜粋)	126
6	議案第6号関係 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	183
7	議案第7号関係 おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	192
8	議案第8号関係 おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)	194
9	議案第9号関係 おいらせ町介護保険条例 新旧対照表 (抜粋)	196
10	議案第10号関係 おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	198
11	議案第12号関係 町道の路線廃止について 路線図	199
12	議案第13号関係 町道の路線認定について 路線図	201

1 議案第 1 号関係

2 議案第 2 号関係

3 議案第 3 号関係

4 議案第4号関係

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(1) おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父又は母（別表第1に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）と生計を同じくしているとき、若しくは父又は母の配偶者（別表第1に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているときを除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条第2項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父又は母（別表第1に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）と生計を同じくしているとき、若しくは父又は母の配偶者（別表第1に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているときを除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>3～6 略</p>

(2) おいらせ町営住宅管理条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を</p>

改正案	現 行
<p>受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又は第10条の2</u>（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～5 略</p>	<p>受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>読み替えて</u>準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～5 略</p>

5 議案第5号関係

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(1) おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</p> <p>(12) 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務</p>

改正案	現 行
<p>職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護</p>	<p>に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護</p>

改正案	現 行
<p>看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書</p> <p><u>(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(6) 第28条の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(7) 第38条第2項の規定による</u>苦情の内容</p>	<p>看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書</p> <p><u>(5) 第28条に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(6) 第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等</p>

改正案	現 行
<p>等の記録</p> <p><u>(8)</u> 第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーター</p>	<p>の記録</p> <p><u>(7)</u> 第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 指定介護療養型医療施設</u></p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、</p>

改正案	現 行
<p>は、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 略 (管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し</u></p>	<p>随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 略 (管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正案	現 行
<p><u>なければならない。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間（第2号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第28条の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間（第2号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 次条において準用する第28条に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p>

改正案	現 行
<p><u>(6)</u> 前条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の</p>	<p><u>(5)</u> 前条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の</p>

改正案	現 行
<p>19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 略</p>	<p>19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 略</p>

改正案	現 行
<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第28条の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p>	<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(4) 次条において準用する第28条に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p>

改正案	現 行
<p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する</u>指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事す</p>	<p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u></p>

改正案	現行
<p>ることとしても差し支えない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用</p>	<p>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用</p>

改正案	現行
<p>者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第2号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第28条の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第82条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第2号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 次条において準用する第28条に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第82条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>

改正案			現行		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 又は介護医療院	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
略	略	略	略	略	略
7～13 略 (管理者) 第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。			7～13 略 (管理者) 第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。） に従事することができるものとする。		

改正案	現 行
<p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>(6) 略</p>

改正案	現行
<p><u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
<p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p>	<p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p>
<p>第106条 略</p>	<p>第106条 略</p>
<p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p>	
<p><u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u></p>	
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第107条 略</p>	<p>第107条 略</p>
<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p>	<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内</p>	<p>(3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容</p>

改正案	現 行
<p>容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、</p>	<p>等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等<u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあるこ</u></p>

改正案	現 行
<p>この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 略</p> <p><u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応</u></p>	<p><u>と等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 略</p>

改正案	現行
<p><u>について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第115条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、</p>	<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第115条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、</p>

改正案	現行
<p>第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護事業者」とあるのは「介護従事者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことがで</p>	<p>第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条<u>及び第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護事業者」とあるのは「介護従事者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことがで</p>

改正案	現行
<p>きる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>8～10 略</p> <p><u>1.1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ご</p>	<p>きる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>8～10 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ご</p>

改正案	現 行
<p>とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第147条 略</p> <p><u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護</u></p>	<p>とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第147条 略</p>

改正案	現 行
<p><u>事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7 略</u> (記録の整備)</p> <p>第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第136条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項<u>の規定による</u>結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p><u>2 略</u> (記録の整備)</p> <p>第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第136条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項<u>に規定する</u>結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

改正案	現行
<p>(8) 略 (準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「地域密着型特定施設従事者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 略 2～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士<u>又は</u>管理栄養士(病床数1</p>	<p>(8) 略 (準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで<u>及び第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「地域密着型特定施設従事者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 略 2～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士<u>若しくは</u>管理栄養士(病床</p>

改正案	現行
<p>00以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(設備)</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設 の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法 <u>(昭和23年法律第205号)</u> 第 1条の5第2項に規定する診療所とす ることとし、入所者を診療するた めに必要な医薬品及び医療機器 を備えるほか、必要に応じて臨 床検査設備を設けること。ただし 、本体施設が指定介護老人福祉 施設又は指定地域密着型介護老 人福祉施設であるサテライト型 居住施設については医務室を必 要とせず、入所者を診療するた めに必要な医薬品及び医療機器 を備えるほか、必要に応じて臨 床検査設備を設けることで足り るものとする。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型 介護老人福祉施設は、現に指定 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供を行って いるときに入所者の病状の急変 が生じた場合その他必要な場 合のため、あらかじめ、第151 条第1項第1号に掲げる医師 <u>及び協力医療機関の協力を得 て、当該医師及び当該協力医療 機関との連携方法その他の緊急 時等における対応方法を定め ておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉 施設は、前項の医師及び協力医 療機関の協力を得て、1年</u></p>	<p>数100以上の病院の場合に限る。) <u>又は 介護支援専門員(指定介護療養 型医療施設の場合に限る。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(設備)</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設 の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療 所とすることとし、入所者を診療するた めに必要な医薬品及び医療機器を備えるほ か、必要に応じて臨床検査設備を設けるこ と。ただし、本体施設が指定介護老人福祉 施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 であるサテライト型居住施設については医 務室を必要とせず、入所者を診療するた めに必要な医薬品及び医療機器を備えるほ か、必要に応じて臨床検査設備を設けるこ とで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉 施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護の提供を行って いるときに入所者の病状の急変が生じた 場合その他必要な場合のため、あらか じめ、第151条第1項第1号に掲 げる医師との連携方法その他の緊急 時等における対応方法を定めておかな ければならない。</p>

改正案	現 行
<p><u>に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>(7) 第175条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>(<u>協力医療機関等</u>)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため</u>、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）</u>を定めておかななければならない。<u>ただし、複数の医療機</u></p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録</u>すること。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等<u>を記録</u>すること。</p> <p>(7) 第175条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>を記録</u>すること。</p> <p>(<u>協力病院等</u>)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために</u>、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかななければならない。</p>

改正案	現 行
<p><u>関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>6 略</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p><u>2 略</u></p>

改正案	現 行
<p>(記録の整備)</p> <p>第176条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第155条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、<u>第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第176条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第155条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15 <u>及び第59条の17第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、</p>

改正案	現行
<p>「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並</p>	<p>第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2</p>

改正案	現 行
<p>びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居</p>	<p>第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居</p>

改正案	現行
<p>宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>8～14 略 (管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることに</p>	<p>宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>8～14 略 (管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等<u>若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることに</p>

改正案	現行
<p>より、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を</u>妥当適切に行うものとする。</p>	<p>より、<u>療養上の管理の下で</u>妥当適切に行うものとする。</p>
<p>(2)～(6) 略</p>	<p>(2)～(6) 略</p>
<p><u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>(7) 略</p>
<p><u>(8) 略</u></p>	<p><u>(7) 略</u></p>
<p><u>(9) 略</u></p>	<p><u>(8) 略</u></p>
<p><u>(10) 略</u></p>	<p><u>(9) 略</u></p>
<p><u>(11) 略</u></p>	<p><u>(10) 略</u></p>
<p><u>(12) 略</u></p>	<p><u>(11) 略</u></p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第201条 略</p>	<p>第201条 略</p>
<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p>	<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) 第197条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心</p>	<p>(3) 第197条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身</p>

改正案	現 行
<p>身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 略 (準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条の2</u>までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第5</p>	<p>の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 略 (準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで<u>及び第106条</u>までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1</p>

改正案	現 行
<p>9条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

(2) おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第</p>

改正案	現 行
<p>1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u>の運営(同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 略</p>	<p>1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)</u>の運営(同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>(掲示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第24条の規定による</u>町への通知に係る</p>	<p>(掲示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第24条に規定する</u>町への通知に係る記</p>

改正案	現行
<p>記録</p> <p><u>(5) 第36条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 第37条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 第1号から第14号</u>までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各</p>	<p>録</p> <p><u>(4) 第36条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 第37条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 第1号から第12号</u>までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各</p>

改正案			現行		
<p>項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
略	略	略	略	略	略
<p>7～13 略 (管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>			<p>7～13 略 (管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条</p>		

改正案	現 行
<p>2・3 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検</u></p>	<p><u>第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)</u>又は<u>指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)</u>若しくは<u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))</u>に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))</u>を行ってはならない。</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p><u>討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>（居住機能を担う併施設等への入居）</p> <p>第63条 略</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第64条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項<u>の</u></p>	<p>（居住機能を担う併施設等への入居）</p> <p>第63条 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第64条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項<u>に</u></p>

改正案	現行
<p><u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p>	<p><u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p>
<p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等<u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がな</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地</u></p>

改正案	現行
<p>い場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 略</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第71項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医</u></p>	<p><u>内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 略</p>

改正案	現 行
<p><u>療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第76条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p>	<p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第76条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p>

改正案	現 行
<p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>

(3) おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなけれ</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置か</p>

改正案	現 行
<p>ばならない。</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く</u>管理者は、<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）</u>でなければならない。ただし、<u>主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）</u>を第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p><u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>

改正案	現 行
<p><u>合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利</u></p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第11条 略</p>

改正案	現 行
<p><u>用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条第1項</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るためおいらせ町介護保険運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会としておいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）第3条第1項の規定により設置する町長の附属機関をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定<u>(第31条第29号の規定を除く。)</u>を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(揭示)</p> <p>第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p>	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るためおいらせ町介護保険運営協議会（介護保険法施行規則<u>(平成11年厚生省令第36号)</u>第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会としておいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）第3条第1項の規定により設置する町長の附属機関をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(揭示)</p> <p>第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>い。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第31条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第31条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第31条第15号の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ 第31条第16号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p><u>(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第16条の規定による</u>町への通知に係る記録</p>	<p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第31条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第31条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第31条第15号に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ 第31条第16号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p><u>(3) 第16条に規定する</u>町への通知に係る記録</p>

改正案	現行
<p><u>(5) 第26条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 第27条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただ</u></p>	<p><u>(4) 第26条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 第27条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p>

改正案	現行
<p><u>し、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>(i) 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p><u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p><u>エ 利用者の居宅を訪問しない月（<u>ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。</u>）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつて</u></p>	<p><u>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p>

改正案	現行
<p>は、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(17)～(28) 略</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</p>	<p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(17)～(28) 略</p>

(4) おいらせ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター (以下「地域包括支援センター」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</p>

改正案	現行
<p><u>防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>（<u>内容及び手続</u>の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p>	<p>（管理者）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>（<u>内容、手続</u>の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p>

改正案	現行
<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8</u></p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7</u></p>

改正案	現行
<p>項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p>9 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場</p>	<p>項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正案	現行
<p><u>合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(13) 略</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に<u>面接</u>すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、</u></p>	<p>(3)～(13) 略</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に<u>面談</u>すること。</p>

改正案	現 行
<p><u>担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>(i) 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p><u>ウ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(16)～(28) 略</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、</u></p>	<p><u>イ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(16)～(28) 略</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>

改正案	現行
<p><u>重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第19条の規定による</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 第29条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 第30条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第19条に規定する</u>町への通知に係る記録</p> <p><u>(4) 第29条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 第30条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

6 議案第6号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案							現行						
別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関							別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議すること。 (1) おいらせ町人口ビジョンに関する事項 (2) まち・ひと・しごと創生法 (平成26年法律第136号) 第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生 (以下	20人以内 (公募による者を含む)	(1) 国又は県の地方行政機関の職員 (2) 町内の公共的団体の役員及び職員 (3) 学識経験を有する者 (4) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	政策推進課	おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議すること。 (1) おいらせ町人口ビジョンに関する事項 (2) まち・ひと・しごと創生法 (平成26年法律第136号) 第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生 (以下	20人以内 (公募による者を含む)	(1) 町教育委員会の委員 (2) 町農業委員会の委員 (3) 国又は県の地方行政機関の職員 (4) 町内の公共的団体の役員及び職員 (5) 学識経験を有する者 (6) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	政策推進課

改 正 案							現 行						
	「総合戦略」という。)の策定及び見直しに関する事項 (3) 総合戦略の検証に関する事項 (4) その他町長が必要と認める事項							「総合戦略」という。)の策定及び見直しに関する事項 (3) 総合戦略の検証に関する事項 (4) その他町長が必要と認める事項					
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
おい らせ 町子 ど も・ 子育て 会 議	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項に規定する事項を	15人以内（公募による者を含む）	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 教育関係者 (4) 学識経験を有する者 (5) そ	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	保健 こども課	おい らせ 町子 ど も・ 子育て 会 議	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項に規定する事項を	15人以内（公募による者を含む）	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 教育関係者 (4) 学識経験を有する者 (5) そ	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	保健 こども課

改 正 案						現 行					
処理する こと。		の他町 長が必 要と認 める者				処理する こと。		の他町 長が必 要と認 める者			
(2) 特定 地域型 保育事 業の利 用定員 の設定 に関 し、子 ども・ 子育て 支援法 第43条 第2項 に 規定す る事項 を処理 するこ と。						(2) 特定 地域型 保育事 業の利 用定員 の設定 に関 し、子 ども・ 子育て 支援法 第43条 第3項 に 規定す る事項 を処理 するこ と。					
(3) 市町 村子ど も・子 育て支 援事業 計画に 関し、 子ど も・子 育て支 援法第6 1条第7 項に規 定する 事項を 処理す ること。						(3) 市町 村子ど も・子 育て支 援事業 計画に 関し、 子ど も・子 育て支 援法第6 1条第7 項に規 定する 事項を 処理す ること。					

改 正 案					現 行				
(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。					(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。				
(子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する事項)					(子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項)				
(5) <u>こども計画の策定に関すること。</u>									

改 正 案					現 行				
円滑な推進を図ること。		係行政機関を代表する者			円滑な推進を図ること。		係行政機関を代表する者		
(1) 保健事業等の <u>計画策定及び評価</u> に関すること。		(5) 福祉関係団体を代表する者			(1) 保健事業等の <u>実施計画及び運営</u> に関すること。		(5) 福祉関係団体を代表する者		
(2) 健康管理の推進に関すること。		(6) 事業所を代表する者			(2) 健康管理の推進に関すること。		(6) 事業所を代表する者		
(3) 健康づくり組織の育成に関すること。		(7) 学識経験を有する者			(3) 健康づくり組織の育成に関すること。		(7) 学識経験を有する者		
(4) 健康づくりの啓蒙活動の推進に関すること。		(8) 体育関係団体を代表する者			(4) 健康づくりの啓蒙活動の推進に関すること。		(8) 体育関係団体を代表する者		
(5) その他健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。		(9) その他町長が必要と認める者			(5) その他健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。		(9) その他町長が必要と認める者		

改正案							現行						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関							別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
おいらせ町社会教育計画検討委員会	略	略	略	略	略	略	おいらせ町社会教育計画検討委員会	略	略	略	略	略	略
おいらせ町地域学校協働本部	(1) 地域学校協働活動の企画及び推進に関すること。 (2) 地域学校協働活動ボランティアの養成及び活動の充実に するこ と。 (3) 地域学校協	15人以内 (公募による者を 含む)	(1) 学 校関係者 (2) P TA関係者 (3) 社 会福祉 関係者 (4) 児 童福祉 関係者 (5) 地 域学校 協働活 動推進 員 (6) 地 域団体 関係者 (7) そ	2年以内	(1) 会長 委員の 互選 (2) 副会 長 委員 の互 選	社会教育・ 体育 課	おいらせ町公民館運営審議会	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改 正 案							現 行
	<u>働活動</u> <u>推進員</u> <u>の活動</u> <u>支援に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u> <u>(4) 地域</u> <u>学校協</u> <u>働活動</u> <u>の広報</u> <u>活動に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u> <u>(5) 学校</u> <u>運営協</u> <u>議会と</u> <u>の連携</u> <u>に關す</u> <u>るこ</u> <u>と。</u> <u>(6) 放課</u> <u>後児童</u> <u>クラブ</u> <u>との連</u> <u>携に關</u> <u>するこ</u> <u>と。</u> <u>(7) その</u> <u>他教育</u> <u>委員会</u> <u>が必要</u> <u>と認め</u> <u>るこ</u> <u>と。</u>		<u>の他教</u> <u>育委員</u> <u>会が必</u> <u>要と認</u> <u>める者</u>				
おい らせ 町公 民館 運営	略	略	略	略	略	略	

改正案							現行
審議 会							
略	略	略	略	略	略	略	

7 議案第7号関係

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又はおいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又はおいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p><u>(特定個人情報の提供)</u></p> <p><u>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報の提供は、法別表第2に記載する情報照会者が情報提供者に対し、同表に記載する事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合に行う。</u></p>

改正案	現 行
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p><u>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>

8 議案第8号関係

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p><u>(揭示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第62条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p>	<p><u>(揭示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第62条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p>

改正案	現行
<p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>

9 議案第9号関係

おいらせ町介護保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</u>第<u>38</u>条第1項第1号に掲げる者 <u>34,944円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>52,608円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>52,992円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>69,120円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>76,800円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>92,160円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号</u>に掲げる者 <u>99,840円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号</u>に掲げる者 <u>115,200円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号</u>に掲げる者 <u>130,560円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号</u>に掲げる者</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</u>第<u>39</u>条第1項第1号に掲げる者 <u>39,600円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>71,280円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>95,040円</u> <u>令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は120万円</u></p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号</u>に掲げる者 <u>102,960円</u> <u>令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は210万円</u></p> <p>(8) <u>令第39条第1項第8号</u>に掲げる者 <u>118,800円</u> <u>令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は320万円</u></p> <p>(9) <u>令第39条第1項第9号</u>に掲げる者 <u>134,640円</u> <u>令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は430万円</u></p> <p>(10) <u>令第39条第1項第10号</u>に掲げる者</p>

改正案	現行
<p><u>145,920円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者</u></p> <p><u>161,280円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者</u></p> <p><u>176,640円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者</u></p> <p><u>184,320円</u></p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる者 <u>21,888円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者 <u>37,248円</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者 <u>52,608円</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<u>第38条第1項第1号イ</u>（<u>同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。</u>）、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第38条第1項第1号から第12号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p><u>150,480円</u></p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる者 <u>23,760円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者 <u>39,600円</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者 <u>55,440円</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<u>第39条第1項第1号イ</u>（<u>同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。</u>）、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第39条第1項第1号から第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>


10 議案第10号関係

おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>第7条～第11条 略</p>	<p><u>(一括納付報奨金)</u> <u>第7条 受益者が、分担金の全額を一括納付した場合には、規則で定めるところにより一括納付報奨金を交付するものとする。</u> 第8条～第12条 略</p>

1 1 議案第12号関係
町道の路線廃止について 路線図

路線番号	3-661	路線名	向山団地2号線	延長	83.2m	幅員	4.2m
起点	おいらせ町 向山2番地216 地先		終点	おいらせ町 向山2番地216 地先		重要な 経過地	
区分	路線廃止						
路線番号	3-662	路線名	向山団地3号線	延長	49.8m	幅員	3.3m
起点	おいらせ町 向山2番地216 地先		終点	おいらせ町 向山2番地216 地先		重要な 経過地	
区分	認定廃止						

路線番号	3-663	路線名	向山団地4号線	延長	27.3m	幅員	4.9m
起点	おいらせ町 向山2番地216 地先		終点	おいらせ町 向山2番地216 地先		重要な 経過地	
区分	認 定 廃 止		<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">向山駅</div> 				

1 2 議案第13号関係
町道の路線認定について 路線図

路線番号	3-968	路線名	有楽町3号線	延長	186.5m	幅員	6.0m
起点	おいらせ町 中平下長根山1番地1355 地先		終点	おいらせ町 中平下長根山1番地961 地先		重要な経過地	
区分	路線認定						
路線番号	3-969	路線名	有楽町4号線	延長	78.0m	幅員	4.7m
起点	おいらせ町 中平下長根山1番地870 地先		終点	おいらせ町 中平下長根山1番地8 地先		重要な経過地	
区分	路線認定						

路線番号	3-970	路線名	染屋5号線	延長	122.2m	幅員	3.1m
起点	おいらせ町 染屋79番地5 地先		終点	おいらせ町 染屋78番地 地先		重要な 経過地	
区分	路線認定						



路線番号	3-971	路線名	緑ヶ丘25号線	延長	85.5m	幅員	6.0m
起点	おいらせ町 緑ヶ丘六丁目50番地2036 地先		終点	おいらせ町 緑ヶ丘六丁目50番地2039 地先		重要な 経過地	
区分	路線認定						

